

後発医薬品使用体制加算に関する院内掲示

当院では、厚生労働省の後発医薬品使用推進の方針に従い、患者さんの負担軽減及び医療保険財政の改善に資するものとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しており、後発医薬品使用体制加算を算定しております。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは・・・

先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。

- 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方箋の変更に
関して適切な対応が行える体制を整えております。
 - 医薬品の供給状況により投与する薬剤が変更となる可能性
がありますが、その際には患者さんへ御説明致します。
- ※ ご不明な点につきましては、当院医師または薬剤師にお尋ねください。

